

軽自動車税および自動車税の減免が受けられます！

身体障害者手帳などをお持ちの方で軽自動車または自動車を所有している場合は、申請をすると税の減免を受けることができます。(受けられる減免は、軽自動車と普通自動車のいずれか1台です。)

減免の対象となる障害

障害の区分	障害等級	
	障害者ご本人が運転する場合	障害者ご本人以外の方が運転する場合
視覚障害	1級～4級	1級～4級
聴覚障害	2級、3級	2級、3級
平衡機能障害	3級	3級
音声機能障害	3級 (喉頭摘出による音声機能障害がある場合に限る)	—
上肢不自由	1級、2級	1級、2級
下肢不自由	1級～6級	1級～3級
体幹不自由	1級～3級と5級	
心臓機能障害		
じん臓機能障害		
呼吸器機能障害		
ぼうこうまたは直腸の機能障害	1級、3級	1級、3級
小腸の機能障害		
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	1級～3級	1級～3級
乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障害	上肢機能	1級、2級
	移動機能	1級～6級

次の障害等については、お問い合わせください。

- 障害者手帳の障害の程度の記載欄に「A」と表示される重度の障害
- 障害福祉に関する法律施行令第6条第3項に定める1級の障害
- 傷病者の方

【申請期限】

5月30日(月)

【提出書類】

減免申請書

【持参するもの】

- 障害者手帳など
- 車検証
- 印鑑
- 運転する方の運転免許証
- 個人番号通知(マイナンバー)

【減免基準】

次のいずれかに該当し、もっぱら通学・通院もしくは生業のために使用する車のうち1台。

- 身体または精神に障害のある方の所有する軽自動車など
- 18歳未満で身体または精神に障害のある方と生計を一にする方が所有し、運転する軽自動車など

納税通知書は、しまわず、忘れず、納付を！

平成28年度軽自動車税・自動車税の納期限は、5月31日(火)です。

軽自動車税は、毎年4月1日に軽自動車等を所有または使用している方が、町へ納める税金です。5月中旬に郵送される納税通知書で、最寄りの金融機関で納付いただけます。

領収書には車検を受ける時に必要となる「納税証明書」がついています。車検証と一緒に大切に保管してください。なお、口座振替を利用されている方には、納付を確認後「納税証明書」を郵送いたします。

自動車税は、県のさまざまな事業を進めるうえで大変重要な財源となっています。

5月上旬に納税通知書が届きます。必ず納期限までに納めましょう。コンビニエンスストアでは、休日、夜間でも納めることができます。

減免の申請・問い合わせ先

■ 軽自動車税について 町税務課住民税係 (32)3126

■ 自動車税について 佐久地方事務所税務課 0267(63)3136

後期高齢者医療保険料率が変わりになります

問い合わせ先 保健福祉課介護高齢係(31)2512

後期高齢者医療制度の保険料率は、今後見込まれる医療費などの推計を基に2年ごとに見直されます。

平成28・29年度の保険料率は、平成26・27年度と比べ医療費などの増加が見込まれることから、次のとおり改正となりました。(表1参照)

(表1:保険料率の改正について)

	改正後	改正前
均等割額	40,907円	40,347円
所得割率	8.30%	8.10%
限度額	570,000円	570,000円

(図1:保険料計算について)

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{均等割額} \\ \hline 40,907\text{円} \\ \hline \end{array}
 +
 \begin{array}{|c|} \hline \text{所得割額} \\ \hline \text{(前年中の総所得金額等-33万円)} \\ \hline \times \\ \hline 8.30\% \\ \hline \end{array}
 =
 \begin{array}{|c|} \hline \text{一人当たりの} \\ \text{保険料額} \\ \hline \text{(限度額57万円)} \\ \hline \end{array}$$

●保険料は、加入者全員が負担する「均等割」と前年の所得に応じて負担する「所得割」の合計額で計算されます。(図1参照)

所得が少ない方の保険料の軽減は継続されます。軽減内容は次のとおりです。

(表2:均等割軽減について)

均等割額の軽減		軽減後の均等割額	
世帯内の被保険者と世帯主の前年総所得等の合計額			
33万円以下の場合	世帯内の被保険者全員が年金収入80万円以下(その他各種所得なし)の場合	9割軽減	4,090円/年
	上記以外の方	8.5割軽減	6,136円/年
33万円以上の場合	33万円+(26万5千円×被保険者数)以下の場合	5割軽減	20,453円/年
	33万円+(48万円×被保険者数)以下の場合	2割軽減	32,725円/年

●均等割軽減

世帯の所得に応じて、9割、8.5割、5割、2割を軽減。(表2参照)

●所得割軽減

被保険者の前年の総所得金額から基礎控除(33万円)を引いた額が58万円以下の方は所得割額を5割軽減。

●会社などの健康保険の扶養者であつた方の軽減

後期高齢者医療制度加入直前に、被用者保険(市町村国保、国保組合は対象外です。)の被扶養者であつた方については、所得割額がかからず均等割額が9割軽減。

医療費の適正化に向けて

- 生活習慣病の早期発見のため、町で実施している健康診査を受診し、健康維持に努めましょう。
- 同じ病気で複数の医療機関を受診することは控えましょう。重複する検査や投薬により、かえって体に悪影響を与えてしまうことがあります。
- 後発医薬品(ジェネリック医薬品)は、先発医薬品と同等の効果を持ち、費用も安くすみます。利用について医療機関や薬局に相談しましょう。